

砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領

平成 23 年 6 月 3 日

砥部町告示第 91 号

(目的)

第 1 条 この告示は、経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金(以下「経営所得安定対策等」という。)を円滑に推進するため、経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知(以下「国実施要綱」という。))及び愛媛県経営所得安定対策等推進事業実施要領(平成 23 年 4 月 1 日付け 23 農産第 7 号農林水産部長通知)に基づき、砥部町農業再生協議会等が実施する経営所得安定対策等推進事業(以下「事業」という。)の基本的事項を定め、もって事業の適正な運営に資することを目的とする。

(事業実施主体)

第 2 条 事業実施主体は、砥部町農業再生協議会とする。

(事業の内容)

第 3 条 事業の対象となる取組は、次のとおりとする。

- (1) 経営所得安定対策等の普及推進活動(説明会の開催、普及広報資料の作成及び配布等)
- (2) 需給に応じた作物の生産方針等の策定
- (3) 申請書類及び添付書類の印刷、配布、回収、整理取りまとめ並びに受付事務
- (4) 対象作物(産地交付金の助成作物を含む。)の作付面積・生産数量等の確認事務
- (5) 農業者情報のシステム入力及び集計事務
- (6) 産地交付金の要件設定及び確認事務
- (7) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動
- (8) 農業者の水田情報等の収集及び整理事務
- (9) 経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請等の取組
- (10) 経営所得安定対策等の手続電子化に係る普及推進活動(説明会の開催、普及広報資料の作成・配布、農林水産省共通申請サービスへのデータ移行等)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動(推進活動計画認定申請)

第 4 条 事業実施主体の長(以下「協議会長」という。)は、地域推進活動計画の認定の申請(様式第 1 号)に砥部町推進活動計画(様式第 1 号の 2。以下「推進活動計画」という。)及び年間スケジュール(様式第 1 号の 3)を添えて、町長が定める期日までに、町長に提出するものとする。

(推進活動計画の認定)

第 5 条 町長は、前条の規定により推進活動計画認定申請の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、協議会長に認定通知を行うものとする。

(推進活動計画の変更)

第 6 条 協議会長は、推進活動計画について次に掲げる変更が生じた場合は、砥部町推進

活動計画の変更(中止)認定の申請(様式第2号)に変更後の推進活動計画を添えて町長に提出し、認定を受けるものとする。

(1) 事業を中止するとき。

(2) 事業実施主体の変更をしようとするとき。

(3) 別表の経費区分のうち、5又は6の補助金交付額の30%を超える増減があるとき。

(協議会の設置手続)

第7条 協議会長は、総会等において設立の議決を得た場合は、国実施要綱別紙1第2第4項第2号に規定する別紙1の様式第3号に關係書類を添えて、愛媛県知事(以下「県知事」という。)に提出するものとする。

(規約変更手続等)

第8条 協議会長は、規約その他の規程を変更した場合は、国実施要綱別紙1第2第5項第1号に規定する別紙1の様式第5号を県知事に提出するものとする。

(町の助成及び対象経費)

第9条 町長は、別表に定める事業に要する経費に対し、別に定めるところにより、予算の範囲内において助成する。

(事業の実施)

第10条 協議会長は、事業の実施に当たっては、農畜産業關係補助事業事務等の取扱について(平成24年2月17日付け23農政第1429号)に基づき、適正に執行しなければならない。

2 協議会長は、事業を円滑に実施するため、補助金の交付決定前に事業に着手する場合(以下「交付決定前着手」という。)は、砥部町經營所得安定対策等推進事業交付決定前着手届(様式第3号)により、町長に届け出るものとする。

3 交付決定前着手は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は、協議会長が負うものとする。

4 協議会長は、交付決定前に着手した場合には、砥部町經營所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成23年6月3日付け砥部町告示第92号)第3条の規定に基づく補助金申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

5 町長は、交付決定前着手する場合について事前にその理由等を十分に検討して事業を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行う等、事業が適正に行われるよう協議会長に対し指導を行うものとする。

(事業の実施状況の報告等)

第11条 協議会長は、事業が完了したときは、事業実施状況報告(様式第4号)に事業実施状況報告(様式第4号の2)及び經營所得安定対策等に係る年間実績(様式第4号の3)を添えて、町長が定める期日までに、町長に提出するものとする。

(事業の確認)

第12条 町長は、事業実施主体に対し事業に係る経理内容を調査し、当該事業の交付申請の基礎となつた關係書類等の閲覧を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の手続その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年5月8日砥部町告示64号)

この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

附 則(平成25年5月22日砥部町告示66号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 公表の日までの取組に係る砥部町農業者戸別所得補償制度推進事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則(平成26年5月16日砥部町告示88号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 公表の日までの取組に係る砥部町経営所得安定対策直接支払推進事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則(平成30年6月20日砥部町告示第93号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町経営所得安定対策直接支払推進事業実施要領の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の砥部町経営所得安定対策直接支払推進事業実施要領の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例によるものとする。

附 則(令和元年6月20日砥部町告示第95号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領の規定は、平成31年4月8日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年度までの取組に係る経営所得安定対策直接支払推進事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則(令和2年5月18日砥部町告示第115号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年度までの取組に係る経営所得安定対策等推進事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則(令和3年6月15日砥部町告示第116号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例によるものとする。

別表(第6条、第9条関係)経営所得安定対策等推進事業活動経費

区 分	内 容	留 意 事 項
1 謝 金	作付状況の確認等への協力、交付申請書、営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者(以下「外部専門家」という。)の会議等への参加に対する謝金及び報償費等	砥部町謝礼金の支払基準(平成25年砥部町訓令第16号)に基づき単価を算出する。
2 旅 費	経営所得安定対策等の推進、指導及び研修等に要する外部専門家並びに事務局員等への交通費及び宿泊費等	砥部町職員の旅費に関する条例(平成17年条例第50号)及び砥部町職員の旅費に関する規則(平成17年砥部町規則第44号)に基づき旅費を算出する。
3 賃金及び 共済費等	雇用する職員の以下に掲げる経費 ① 正規職員の超過勤務に対して支払う対価 ② 臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価並びに共済費(社会保険料及び児童手当拠出金)等	賃金及び共済費等について、ほかの業務と兼務がある場合は、利用割合等に応じた経費負担割合を定めた上で、費用を按分する。 また、臨時雇用者への賃金等を支出する場合は、日報等で業務の実施状況を確認する。
4 事務等経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費(水田情報等の整備並びに事業運営システムの整備及び改良等)、消耗品費(自動車等の燃料費を含む。)、借料及び損料(会場借料、パソコン等のリース料等)、会議費(弁当代・お茶代は除く。)、備品費等	事務等経費について、他の業務と兼用がある場合は、利用割合等に応じた経費負担割合を定めた上で、費用を按分する。また、事務室の借料を支出する場合は、面積等当該経費の妥当性を検証したうえで、必要最低限のものとする。
5 委託費	第3条に規定する事業の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費等	第3条に規定する事業以外の経費が含まれないよう、その支出範囲を明確にするとともに、他の地域の委託経営費等も参考とし、委託内容の検討を行ったうえで、契約する。
6 助成費	第3条に規定する事業に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費	

様式第1号(第4条関係)

番 号
年 月 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年度地域推進活動計画の認定の申請

砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、砥部町推進活動計画の認定を申請します。

記

- 1 砥部町推進活動計画
- 2 経営所得安定対策等に係る年間スケジュール

年度砥部町推進活動計画

協議会名 _____

1 事業の概要

区 分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備 考
			千円	

注：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も記入すること。

2 実施体制

① 事務局(町、JA等)	
② 担当者の所属及び氏名	
③ 電話番号	

3 電算システムの内容

経営所得安定対策等の事務処理への対応方法	A. 既存の電算システムを改修 B. 他社の経営所得安定対策等向け電算システムを購入 C. 国が開発する事務処理システムを使用
----------------------	---

注：経営所得安定対策等の営農計画書のデータ入力及び地方農政局等へ提出するCSVファイル(申請データ)の出力をどのように行うか記号で選択すること。

様式第1号の3(第4条関係)

経営所得安定対策等に係る年間スケジュール

砥部町 担当者 所属及び名前
 砥部町農業再生協議会 担当者 所属及び名前
 中国四国農政局愛媛支局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		砥部町	砥部町農業再生協議会	中国四国農政局愛媛支局
3月				
4月	・ 交付申請書等の受付開始			
5月				
6月	・ 交付申請書、営農計画書の提出期限(原則として6月30日まで)			
7月	・ 砥部町農業再生協議会から地方農政局等へ対象作物の地域別作付計画面積報告書を提出(7月31日まで)			
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

様式第2号(第6条関係)

番 号
年 月 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年度砥部町推進活動計画の変更(中止)認定の申請

年 月 日付け、第 号で認定通知があった砥部町推進活動計画を変更(中止)したいので、砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領第6条の規定により、砥部町推進活動計画(変更後)を添えて認定申請します。

番 号
年 月 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

年度砥部町経営所得安定対策等推進事業交付決定前着手届

砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領第10条の規定により、 年 月 日付け、 第 号で認定通知があった推進活動計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので申請します。

記

1 条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- (2) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

2 別添

事業量	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由
合 計				

様式第 4 号(第 11 条関係)

年度事業実施状況報告

番 号
年 月 日

砥部町長 様

住 所
協議会名
会 長

砥部町経営所得安定対策等推進事業実施要領第 11 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施状況報告
- 2 経営所得安定対策等に係る年間実績

年度事業実施状況報告

協議会名 _____

1 事業の概要

区 分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備 考
			千円	

注：他の機関に対して委託を行った場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も併せて記入すること。

2 実施体制

① 事務局(町、JA等)	
② 担当者の所属及び氏名	
③ 電話番号	

3 電算システムの内容

経営所得安定対策等の事務処理への対応方法	A. 既存の電算システムを改修 B. 他社の経営所得安定対策等向け電算システムを購入 C. 国が開発する事務処理システムを使用
----------------------	---

注：経営所得安定対策等の営農計画書のデータ入力及び地方農政局等へ提出するCSVファイル(申請データ)の出力をどのように行ったか記号で選択すること。

様式第4号の3(第11条関係)

経営所得安定対策等に係る年間実績

砥部町 担当者 所属及び名前
 砥部町農業再生協議会 担当者 所属及び名前
 中国四国農政局愛媛支局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		砥部町	砥部町農業再生協議会	中国四国農政局愛媛支局
3月				
4月	・交付申請書等の受付開始			
5月				
6月	・交付申請書、営農計画書の提出期限(原則として6月30日)			
7月	・砥部町農業再生協議会から地方農政局等へ対象作物の地域別作付計画面積報告書を提出(7月31日まで)			
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				